

編集長 遠藤一郎

東京都港区新橋3-21-7松本ビル
TEL 03-3434-1236

全国一般全国協

92権利春闘を 力いっぽい闘い抜こう

の春闘は、権利闘争として闘わねばならない。重点課題は、「連合路線」を越える闘いを、職場から、地域から構築していくこと、正念場を迎えた国鉄闘争に、連帯・支援すること、ストライキ、大衆闘争闘争の中で、大企業との格差を是正する中小の運動の新たなうねりをつくりだすことだ。

3・25一発妥結を許すな 大衆的反撃を

3・25JC回答を軸に3月決着をめざす「連合路線」を打ち破るべく、われわれは、組合員に依拠した職場、地域からの闘いをバネに、全国闘争の展開をはじめた。

3・1には対政府闘争としての第二波を、3・25には国鉄闘争と連帯した第三波の大衆闘争になりました。

国鉄闘争への
全面的連帯と
支援を

国鉄闘争が大きな山場を迎えている。一〇四七名の不当解雇撤回と、地労委救済命令に示された

職場での復権をめざす闘いを進める国労・国鉄闘争団と、固く連帯し、これまで以上に支援の輪を

中小労働者は、バブル経済の爛熟のきなかも、その崩壊の過程でも、最

など、協議と合意に基づく組合民主主義の徹底をうたつた全国協議会の方針と、まったくあいられ

ない組合指導が明らかとなりやすい欠陥への反省を

始めた。

嘉飯山合同労組の除名問題（ユニオンショップ協定による解雇を伴う）について、組合員や仲間から、疑問や真相究明の声が寄せられた。

嘉飯山合同労組は、徹底した討議を重ね、組合長自身の「自己批判」と「辞任」を受理し、組合員の要求や立場をそれ

めぬよう一層の努力を自

らに課すとともに、嘉飯山合同労組がその範を示すことを期待し、その再生のための新たな努力

支援を送りたい。

合意に基づく 組合運営の確立に向けて

中央執行委員長 設楽清嗣

全国協中執は、事態を深刻にとらえてただちに三役を現地に派遣、調査を開始

した。その結果は、不幸にも組合長の指導の誤りを、多面的に認めざるを得ないことがあった。

組合員が明らかな組合破壊行為を成した場合に

個人で「管理」していたこと、組合の民主的運営を怠り、経営側や組合長個人の意向を優先し、組合員の要求や立場をそれ

に従属させてきたこと、

再生のための新たな努力

も拡げ、JRを追い詰めよう。中労委の決断を促し労働運動の試金石たる国鉄闘争に勝利するための行動に全力の参加を。

4月上旬ストライキで中小労働者の底力を示そう

は奮闘し、これまで大きな役割をはたしてきた。

四月上旬の各地域でのストライキ闘争を軸に、未組織の大海上に、われわれの旗をうちたてる闘いをつくりだそう。

中小労働者の不屈の闘いを今春闘も見せよう。

未組織の大海上に、われわれの旗をうちたてる闘いをつくりだそう。

中小労働者の不屈の闘いを今春闘も見せよう。

地域から流れをかえよう



「職場から過労死をなくそう」のテーマを軸に弁護士をまじえて、92春闘への真剣な取組みがはじまった。
2・2中小春闘討論集会より

東京の春闘は、雄大な鯨の遊泳から始まる。一月二二日、権利春闘全都連絡協は、92春闘の開始を確認した。

権利春闘は、昨年に引き続き、管理春闘を職場から地域から打ち破るも

のとして組織される。今年もまた、①地域プロックに運動の核を②統一ストライキの実現③春闘ニュースネットによる運動の拡大をめざしてスタートした。

全国協に結集する東京

権利春闘を担うストライキ闘争を

東京での闘い

南部地区協／南部支部／東京労組は、各地域プロックの闘いの中軸を担う決意で準備を進めている北部では三月十一日の春

闘総決起集会を開催し、三月下旬の地域統一スト四月八日の中小ストライキを闘う。南部では『い

のちと生活を守る地域春闘』として労働生活相談の取り組み、三月十一日の地域総決起集会、四月三日には全国一般統一ストライキを闘う。

東京は、昨年秋から地区労の解散、地区連合の結成が画策されて、地域の運動が弱体化する危険性がある。全国協東京は職場からの闘いを組織して地域の運動を守り発展させるべく奮闘している全国の仲間とともに九二春闘の勝利を！

ゆとりある生活めざし

全国精労協奮闘中

神奈川地連医療部会は

である。

全国精神医療労働組合協議会（全国精労協）の中軸組合としてがんばっている。

全国精労協は全国二四組合二千百名の小さな全国組織だが、精神医療に関わる労働者の横断的組織として、結成以来、すばやく拡げてきた。

医療収入の枠組が予算診療報酬として国家的管理制度にあるので、対厚生省の闘いも組む。悪徳病院、悪徳医師がはびこる中で、労働者への配分を高めるためには、組合による規制が絶対必要。

「今こそ組合」、「いまこそ全国精労協」を合言葉に、組合のすばやく拡げる活動に全力をあげる。

足、三K職場の典型という社会問題を背景に、攻撃的春闘となること必至

九二春闘は、看護婦不足、三K職場の典型的な社会問題を背景に、攻撃的春闘となること必至

九二春闘は、看護婦不足、三K職場の典型的な社会問題を背景に、攻撃的春闘となること必至

国鉄闘争は 重大な転機に直面

ひとり一人がとりくみの強化を

国鉄闘争は、「年度末」を迎えて、闘いの開始以来、最も重大な転機に直面している。

国労は、昨年九月～十月の全国大会で「年内」に地労委命令に基づく解決が得られないときは、「中労委命令を求める方針に転換する」ことを確認している。

十二月二十五日の「中労委長見解」によつては、「年内解決」は出来なかつたので、解決を求めて國労は「年度末」の闘いを三波のストライキを含め、組んでいる。

中労委は「最終的な解決案」を示すとしているが、その内容が、必ずしも「地労委命令」に基くものではないことは、

JRの態度や、政府の国会答弁、そして、中労委自身のこの間の姿勢を見れば予測されるところである。

中労委にこのような無責任な態度を取らせているのは、国労闘争団の踏ん張りにもかかわらず、なお政府JRに、解決を迫るところまで闘いが至つていなことを示している。

われわれ全国一般全国協も、不十分さを克服し国鉄闘争が「守勢」から「攻撃」へ、「命令を求める方針」へ転換できるよう、ひとり一人、でかけるところから確実に、支援・連帯のとりくみを強化しなければならないと思う。

JRの態度や、政府の国会答弁、そして、中労委自身のこの間の姿勢を見れば予測されるところである。

職場の闘い

宮城合同労組レナウンルック支部

全国協で闘う全国の仲間の皆さんこんにちは。

闘いが始まりました。
第二組合を粉碎し団結

北地区で岩手県境に位置し、一九六八年一月、町の誘致工場として最初に作られた工場で、当時は従業員数二百余名を数えた高級婦人服製造工場で

製品は有名デパートで販売されています。

現在組合員数百十名で男子が三名、女子は百七名で縫製に励んでいます組合結成は一九七三年五月、定期昇給があまりにも低額で差別、更に労働者に対する誠意がなか

ます。今春闘においては大幅賃上げの獲得、人員補充労働時間短縮などの要求項目をかかげ、特に年々減少しつつあります組合員ですので、人員補充については頑張っています。

パソコン通信で春闘情報を

職場から流れをかえよう

嘉飯山合同労組の諸事態に関する声明（抄）

一九九二・二・一〇 全国一般労働組合全国協議会中央執行委員会

1、去る二月四日、全国一般嘉飯山合同労組は、以下のことを決定した。

(1) 前組合長が、二月三日提出した「自己批判書」と「辞任表明」を正式に受理し、組合長としての権限と責任を解くものとする。

(3) 前組合長の辞任に至る諸事態が当合同労組にもたらした困難と危機を克服するために、一ヶ月以内に当合同労組臨時大會を開催し、正規の役員執行委員を選出する。

(4) 二度とこのような誤りが起こされないように当合同労組の今後の活動

について責任をとったものであり、第二には、組合員の除名問題を含め、組合長として組合員の利害を損なう組合指導を為した誤りについて責任を取つたものである。

◆ ◆ ◆

2、去る二月五日、全国一般労働組合全国協議会役員会は、上記の嘉飯山合同労組執行委員会の決定を全面的に承認した。それとともに、今回の嘉飯山合同労組で起きた諸事態について以下のとおり見解を表明する。

(1) 全国一般嘉飯山合同労組前組合長の組合活動の誤りを、以下のとおり確認する。

(2) 以上のような前組合長の組合活動上の誤りは

我が全国一般全国協にて極めて残念なことであり、自らの組織を構成する傘下組合の中からこのような事態を引き起

ずの処分・除名が組合長への反発、批判に対抗して、為されたこと。

(3) 今回一連の諸事態について、全国一般嘉飯山合同労組は結成以来最大の危機に直面している。

この危機に乗じて「連合」が分裂・脱退を画策していることは断じて許しがたいことである。

我が全国一般全国協は組織の総力をあげて四五〇名の組合員と全国一般嘉飯山合同労組を守りぬくものである。

また、全国一般嘉飯山合同労組がこの危機を自ら克服するために奮闘努力することについて、全

記者会見する全国一般労組全国協議会の設楽中央執行委員長
(嘉穂郡稻葉町の労働事務所)

① 本来、組合員が明らかに組合破壊行為を為した場合にのみ適用されるは

② 本来、組合員が明らかに組合活動の誤りを、以下のとおり確認する。

③ ユニオンシヨップ協定を組合員の意見表明、意思表示を抑圧するために悪用した（除名および処分の警告など）こと。

④ 本来、組合員または組合組織が保有すべき金員を組合長個人が「管理」したこと。

⑤ 職場組合活動を民主的に運営することを怠つたばかりでなく組合員の声を抑圧する傾向があつたこと。

⑥ 以上のような前組合長の組合活動上の誤りは

よつて不当な除名・ユニオンシヨップ協定解雇攻撃を受けながら苦闘しているそのさなかに、反対に、我が組織内部でその不当な処分が実行されて

いるという逆説的現実に自らただただ呻吟し、労働組合運動が長年の歴史をとおして勝ち取ってきた「労働者の権利」の両刃の剣に改めて深く自問するものである。今後ユニオンシヨップ協定にかかる処分についてはまことに於いてはます慎重であるべきことを深く肝に命じるものである。